

平成30年度

第7回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：平成30年11月22日（木）午前10時00分～午前10時59分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 S6会議室

議 事

(1) 「西友調布店」の変更について

○松波会長 まず、調布市の「西友調布店」における、三菱UFJ信託銀行株式会社による変更の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、審議案件の概要「西友調布店」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の1ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年6月11日、設置者は三菱UFJ信託銀行株式会社、店舗の名称は西友調布店、所在地は東京都調布市小島町一丁目10番地1、小売業者名は合同会社西友でございます。

今回変更しようとする事項は、隔地で設けている駐車場No. 1に関する事項となります。こちらの店舗は敷地に駐車場を持っておらず、全て借り上げの隔地駐車場を届出駐車場としております。うち駐車場No. 1について、貸し主より契約解除の申し出がございましたため、新たな契約駐車場を確保するものでございます。

駐車場の位置及び収容台数ですが、届出書21ページ、図面2-1の周辺見取図（変更前）をご覧ください。変更前は店舗の西側敷地境界より十数メートルの位置に駐車場がございましたが、この届出書を1枚おめくりいただきまして、22ページ、図面2-2が周辺見取図（変更後）になっております。こちらでは200メートル弱ほど離れた別の民間駐車場を新たに届出駐車場といたします。駐車場の位置が変わりますので、出入口の位置につきましても変更届出の対象となります。また、変更後の契約駐車場No. 1は終日利用が可能となっておりますことから、駐車場の利用時間帯も24時間利用可能となる旨の変更が届け出られたものとなっております。

変更する理由は、申し上げましたとおり、既存の駐車場の契約解除に伴う届出駐車場の変更となっております。変更する日は平成31年2月12日を予定しております。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は、京王線「調布駅」の北約80メートルに位置しておりまして、店舗敷地の用途地域は、商業地域が85%、近隣商業地域が15%となっております。店舗東側は市道を挟んで商業ビルが立地する商業地域、西側は隣接して集合住宅が建つ近隣商業地域、南側は都道を挟んで商業施設が立地する商業地域、北側は一部駐車場が隣接、こちらは時間貸しの駐車場となっております。市道を挟ん

で市営駐輪場が立地している商業地域という環境となっております。また、今回の変更後の駐車場の用途地域は近隣商業地域となっておりますが、敷地の北側で第一種住居地域に接しているという環境となっております。

3、説明会についてですが、平成30年7月10日火曜日午後7時から午後7時30分まで、調布市文化会館たづくりで行われまして、出席者数は1名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、調布市の意見を平成30年8月27日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

続きまして、資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果一覧となっております。意見はございませんでしたが、環境局より要望として付言がございました。資料2の2ページ、協議経過をご覧ください。要望事項は、「大規模小売店舗立地法の指針及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める騒音の基準を遵守すること」となっております。この要望事項ですが、今回の変更後の隔地駐輪場が北側で第一種住居地域に接しているために出されたものです。この第一種住居地域である隣接地の現況は駐輪場となっておりますが、将来的に住宅の建設などがあって、こちらから深夜帯の静穏の要請がなされた際には、用途地域の関係からより適切な対処が求められることとなります。このような事情から、注意喚起として要望を付したものとこのことで説明を受けております。

この要望に対する設置者からの回答は次のとおりとなります。「駐輪場利用者に対し、店内掲示にて静穏な利用をお願いし、『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』に定める騒音の基準を遵守してまいります。なお、現状騒音に関する苦情は発生しておりませんが、周辺の住民等より騒音に係る意見等が寄せられた場合は、状況を確認のうえ、誠意をもって必要な措置を講じます。」この内容で環境局からは了承を得ております。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 私、専門外なので、もしかすると騒音のほうからちゃんとお話があるのかもしれないませんが、既にある隔地駐輪場ですよね。なのに、どうも計算式で数値を求めているようなんですけれども、実際の騒音の計測というのはなされていないのでしょうか。

○宮崎課長代理 これは実測ではなく、計算値になります。指針の計算値のとおりとなっております。

○宇於崎委員 実測はしないと。

○宮崎課長代理 実測は求めてはいないということになります。

○宇於崎委員 わかりました。了解。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 経緯の確認だけなんですけれども、新しい駐車場No. 1は既存の変更前の図面にはないように見受けられるんですけれども、これは比較的新しい駐車場ということですか。

○伏見担当課長 この位置でもともと営業している駐車場があり、そこを新たに届出駐車場として使うという形でございます。

○中西委員 経緯は。

○宮崎課長代理 変更前の図面にある建物は、駐車場の建造物で、簡易の鉄骨づくりの2階層になっている部分です。

○中西委員 なるほど。

○宮崎課長代理 こちらは従前から駐車場になっていたところになります。

○中西委員 なるほど。そういう意味では、そこに移すこと自体はいいんでしょうけれども、現状の利用台数的、利用率的に見て、届出台数を新たにそこに足すというのは問題ないという理解でよろしいんでしょうか。

○宮崎課長代理 今回の変更後の駐車場についても利用実態を確認いたしまして、届出台数をプラスして、十分に足りることは確認しております。

○中西委員 わかりました。結構です。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 私も同じところなんですけれども、では、えの木駐車場は今までと全く同じ台数だったり、現況変わっていないということでしょうか。特に追加されたとか、そういうことではなくて。

○宮崎課長代理 はい。ただ、今回、西友との契約駐車場になったことで、回転数といいますか、実際に台数が増えることはあるかと思われませんが、規模として増やしたというような状況ではございません。

○新田委員 わかりました。では、環境に対する懸念というのは、今までよりも駐車の数台数といいますか、回転が速くなることによって騒音などが発生するのではないかと懸念という感じなんですか。

○宮崎課長代理 環境確保条例ですが、小売店舗に課せられる条項があり、今回指定として小売店舗の契約駐車場となりましたことから、そのような義務的なものが発生してくるものです。

○新田委員 わかりました。では、そんなに変わるわけではないということですね。

わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 ありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 これは環境局さんから要望が出てきたんですけども、基本的に時間貸しの駐車場については、今までこういう話はなかったように思うんです。なおかつ、今までの例ですと、店舗提携駐車場になっているんですけども、店は例えば午後11時前に終わるけれども、駐車場は24時間になっているようなケースも最近見えますので、そういうことについてもちゃんと遵守すること。はい、わかりました、何か住民から苦情があったら誠意を持って対処しますと言っても、基本的に時間貸しのお客さんと店のお客さんの区分けはできるわけがないと思うんですよ。それを安易に、要望して、はい、わかりました、了解しましたというのは余りにも稚拙ではないかなという気がします。ですから、逆に言うと、そういう時間貸しと共用するような場合はちゃんとした決まりを東京都さんなりなんなりで決めていただかないと、うまくいかないのではないかな。単純に上辺だけで要望します、いいですよと言うのはちょっと不自然のような気がします。

○伏見担当課長 確かにそういう部分はあるかと思います。設置者は駐車場利用者に対する働きかけをきちんと行う、一般駐車場に入っているほかの方に対しては確かにできないんですけども、少なくとも店舗利用者に対しては、働きかけを行っていく。その中で、設置者として、商業施設に係る駐車場の音の発生等を防止するように努めていくということでございます。既に営業している24時間駐車場全体について対応することまでは、大店立地法の中ではできないとなっていますので、定められた基準、指針の中で設置者としてできることをきちんとやっていただく。それをもって、今回はこれですとしたという経

緯でございます。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 わからないので教えていただきたいんですけども、店舗から新しい駐車場は相当程度距離があるんだと思いますが、この間、荷物を持って来客が移動するということになるんだと思うんですけども、そのあたりについての周辺住民の方への影響ですとかということは検討対象になったりしないのでしょうか。つまりこの道路の広さで、例えばかごをそのまま押して移動できることになっているのかどうかとか、それはできなくて、荷物を手で持っていただけなのかとか、そういった観点は周辺住民への影響があるということが素朴な疑問として考えられるように思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○伏見担当課長 正確には確認しておりませんが、隔地の駐車場までカートを引きっていくということは恐らく想定していないと思われまして。あとは、荷物を持っての移動ですが、この歩道はそんなに広い歩道ではないんですけども、通常お買い物したものを持って、人が歩く分について何か大きな支障があるという状況ではないと思っております。時間帯によってかなりの方が集中してということがもしあれば、可能性としてはゼロではないかとも思いますが、そういう状況がなければ、通常に駐車場と店舗の間を移動していただけるという状況だと思います。

○宇於崎委員 でも、駐車場No. 1にはカート置き場がありますよ。

○伏見担当課長 申し訳ありませんでした。確認不足でございました。それを踏まえまして、運用につきまして、今ご指摘にありました、ここを移動することによる周辺の方への影響がないようにということで、カートの運用も含めましてどのようにするかにつきましては、設置者にきちんと伝えて、対処していただくようにしたいと思います。

○新田委員 近隣の方の不便もわかるんですけども、変更前を見ると、店舗の目の前にある小さな駐車場と既に隔地であった駐車場を比べると、当たり前ですが、やはり店舗近くの今度変更する駐車場のほうがすごく使われていますよね。顧客にとっては、何分かかるとか、わかりませんが、相当不便を強いられることになるかと思うんです。近隣の人ではなくて、顧客のほうですね。それに対して何か対策みたいなものというのとはとられ

るのか、それともそうではないのか、お伺いしたいんですけれども。

○宮崎課長代理 遠くなったことに対する対応というのは、特設設置者からは説明を受けてございません。もともとの駐車場につきましては、貸し主から駐車場でない別のものに変更するということでの返却となります。そうしますと、近隣で駐車場をということで順次探していったところ、やはり台数を確保するに足るものがこちらになってしまったというような事情かと思いますので、それ以上の利用者の方への対処を望むというのはなかなか厳しいところかと考えます。

○松波会長 1点だけ私から、これは意見ではなく、質問なんですけれども、14ページ、そのほかにもあるんですけれども、廃棄物の保管容量の件です。必要保管容量に対して十分クリアはしているんですけれども、1点確認したいことがあって「※現状は届出不要の廃棄物保管施設の増設を行い、43.75m³で運用しております」とあって、この施設の保管施設は41.59立メートルで、2.16立方メートル増設されたわけなんですけれども、この部分の届出不要の増設とはいかなるものなのかというのを参考のためにお聞かせ願いたいということです。

○宮崎課長代理 廃棄物保管施設に関してですが、位置を変更する場合等につきましては、やはりにおいの発生源ということもあり届出をしていただきまして、確認する必要があるんですが、同じ位置で容量を増やすだけであれば、基本的には環境への影響が軽微であると考えられることと、廃棄物保管施設を大きくとるところにつきましては、環境の確保という意味では、どちらかという望ましいというか、しっかりと確保して、外部に漏れないようにするという意味ではプラスになる方向の変更と受けとめられていることから、届出不要とされているところでございます。

○松波会長 具体的にはストック棚を置いたとか、そういうことでしょうか。この2.16立方メートルがどこなのか、よくわからないものですから。ストック棚中段の半分が0.2160立方メートルなので、この大きさが10個あるということですか。どこなのか、わからなかったもので、これは単に興味を持っただけの話なのでお答えは結構です。

○宮崎課長代理 申し訳ございません。詳細は確認しておりませんでしたので、今後このような変更があるときには、しっかりと変更の内容を確認していきたいと思えます。

○松波会長 ストック棚ですか、ちょっとわからないですけれども、済みません。

それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思えますが、いかが

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは「西友調布店」における三菱UFJ信託銀行株式会社による変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、調布市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定いたします。

(2) 「ラピロス六本木」の変更について

○松波会長 続きまして、港区の「ラピロス六本木」における、三井住友信託銀行株式会社ほか2名による変更の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では「ラピロス六本木」の変更についてご説明を申し上げます。

資料1の3ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年6月13日、設置者は三井住友信託銀行株式会社ほか2名、店舗の名称はラピロス六本木、所在地は東京都港区六本木六丁目1番24号、小売業者名は株式会社ブックファーストほか2者でございます。

変更届出の内容ですが、小売店舗の入れかえに伴う営業時間の変更及びそれに関する届出内容の変更となります。小売店舗のうち午前7時から翌午前5時までの営業としていた区画に株式会社ファミリーマートが入店いたしまして、24時間営業を実施いたします。また、この営業時間の変更に合わせて、店舗建物地下に設置する駐車場も24時間利用が可能となるように変更し、さらに荷さばきの使用時間帯につきまして、従前は午前3時から午後10時までとしていたところを、午前3時から午前0時までに変更するものでございます。

変更する理由は営業計画の見直しのためとなっております、変更する日は平成30年8月1日、こちら8カ月制限のかからない変更となりますため、届出後、実施が可能となりますので、既に実施しているところでございます。

続きまして、2、周辺的生活環境等です。当該店舗は、東京メトロ日比谷線「六本木駅」の3番出口に直結しております、用途地域は商業地域となります。店舗周辺につきましても四方は商業地域となりますが、敷地の南西角、はず向かいの部分は第二種住居地

域となっております。店舗東側は事業所、店舗、飲食店が隣接、西側は区道を挟んで事業所が立地、南側は区道を挟んで事業所が立地、北側は都道（六本木通り）及び首都高速3号渋谷線高架を挟んで事業所、飲食店が立地するといった環境となっております。

3、説明会についてですが、平成30年7月18日水曜日午後7時から午後7時30分まで、六本木五丁目のほうらいやビルで行われまして、出席者数は1名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、港区の意見を平成30年9月14日に受けておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、協議会からの意見もございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 審議内容に対する意見というか、資料の作り方に対して質問なんですけれども、用途地域については先ほど口頭ではす向かいに住居地域があることをご説明されたので結構ですが、資料に書いておいていただくといいなというのが1点です。これはリクエストです。

もう1点は、ファミリーマートの営業時間に変更になったということで、店舗のどの部分が営業時間変更になるのかなというのが、この中のどこがファミリーマートかが書いていないのでわからないわけでありまして、恐らくもともと早朝までやっていたのを引き続き開けるということになったので、それは問題ないとこのケースに関しては見ているんですけれども、こういった営業時間がある場合はどの部分の変更なのかがわかるとうれしいなと思ひまして、今回のことというよりは、今後そういうことがわかるような資料をお願いしたいなと思ひます。

○宮崎課長代理 大変失礼いたしました。今後、資料の作り方については工夫をいたします。

ちなみに、今回のファミリーマートでございますが、地下の1階部分になります。こちらの場所ですが、届出書の27ページの地下の部分になります。該当ページとしまして

は、最初届出書の3ページに小売業者一覧がございまして、こちらの3番ですね。株式会社ファミリーマートが地下の1階となっております。ただ、関連性がわからない状況になっていたかと思しますので、申し訳ありません。詳細としましては、駅の地下のところから直結して、坂の途中となっておりますので、裏側のほうは地上部分の道路にそのまま出られるような位置関係となります。

○中西委員 このケースについては、場所柄、多分問題ないんだろうなということは理解しましたが、では、そういうことで結構です。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 意見というよりも、確認なんですけれども、届出資料の7ページに、実態としてこの駐車場3台を届出しており、予測交通量がゼロだから問題ないというような記載なんですけれども、そもそも平成26年から3年間、1台も使っていないという駐車場が3台確保されていて、早朝の時間を1時間延ばす許可というのが少し腑に落ちないんです。本来なら、全く使っていないものを、3台ではなくて、多分2台とか1台とかに落として利用されそうな気もするんですけれども、3台の利用というのは一体何のために確保されていると理解したらよろしいでしょうか。

○宮崎課長代理 こちらは平成9年にオープンしてございまして、旧大法の時代の建物となります。旧法の時代につきましては駐車場設置の義務がなかったところ、その後、立地法の該当になってから増床、店舗面積を広げる変更をございまして、その変更に伴い増床分に対応する駐車場の設置は立地法指針では義務づけられておりますことから、この3台分の確保をしたものです。

ただ、地下の駐車場に入る形になっていることと、やはり六本木という位置もあるのか、地下1階の中でラック式、機械式の駐車場になっておりますので、実際の操作は専門の係員の方を呼び出して使わざるを得ないようなつくりになっていることもあり、利用しやすいかというところ、正直なところ、なかなか難しいかなと思うところです。

○森本委員 わかりました。利用しないけれども、時間を1時間拡大して、ずっと3台は確保しておきたいという設置者の要望だということですね。

○宮崎課長代理 この部分につきまして、例えば利用実績に伴います利用減ということ

で、台数を減らすような変更も当然可能ではありますが、今回そのような届出はされてはいないということになります。

○森本委員 わかりました。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松波会長 それでは「ラピロス六本木」における三井住友信託銀行株式会社ほか2名による変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、港区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定いたします。

(3) 「銀座ナイン」の変更について

○松波会長 では最後に、中央区の「銀座ナイン」における、東京高速道路株式会社による変更の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では「銀座ナイン」の変更についてご説明申し上げます。

資料1の5ページ、1、届出の概要をご覧ください。届出日は平成30年6月21日、設置者は東京高速道路株式会社、店舗の名称は銀座ナイン、所在地は東京都中央区銀座八丁目5番先ほか、小売業者名は株式会社ドン・キホーテほか21者でございます。

変更の内容ですが、1つ目に小売店舗の面積を変更いたします。変更前の店舗面積2,979平方メートルを4,293平方メートルに増床いたします。当該店舗は首都高速道路に直結する自動車専用道の高架下を利用する施設となっており、小売店舗のほか飲食やサービス業等の店舗が多数入居しております。途中が公道により区分されておまして、

それぞれを1号館、2号館、3号館と呼んでおりますが、このうち、1、2号館部分につきましては、従来の届出にて小売店舗としていたところに、現況飲食店やサービス等が入居しております、これを実態と合わせる形として、今回小売店舗面積からは外すということにしております。面積減になります。逆に3号館につきましては、これまでの届出で小売店舗以外となっている部分を大幅に小売店舗といたします。この増減差し引きのトータルで1,314平方メートル分、小売店舗としては増床となります。建物自体には変更はございません。

なお、この増床に伴いまして、今回、増床分に対応する駐車場関係の届出がございます。先ほど六本木の例で触れたとおりのところになります。当該店舗は大店立地法施行を大きくさかのぼる昭和39年竣工の施設でありまして、旧法では駐車場の設置義務がなかったことから、当該店舗としてはこれまで駐車場を設置しておりませんでした。立地法指針の運用としまして、増床については、増床部分の面積に応じた台数を新たに確保すればよいこととされておりますので、今回は25台分の確保を行うことで、指針の定める要請をクリアすることとなります。この計算式につきましては届出書11ページ及び12ページに詳細を記載しております。この駐車場は隔地、昭和通り地下にある公共の東銀座駐車場に設けることとしておりまして、利用可能時間帯は24時間となります。出入口は1カ所、当該店舗3号館の1階部分から地下につながる出入口がございます、ここを利用すると届け出ております。

続きまして、駐輪場の位置及び収容台数につきまして、利用実績に基づく減と位置の変更を行います。これまで店舗内に設けておりました駐輪場を店舗3号館南東側敷地に移すこととしております。

なお、新たに駐輪場を置く3号館南東側は、これまで荷さばき施設として届け出られていた箇所となっておりますが、今回こちらでの荷さばきは廃止として届出をしております。この荷さばき施設につきましては、これまで2カ所あったものを3号館建物内の1カ所に集約いたします。1号館、2号館につきましては、小売店舗として荷さばき場を必要とする大型の店舗がなく、個別配送等での荷受けで足りるとのこととございまして、基本的にこの荷さばき場を利用するのは3号館の店舗となるとのこととございます。使用時間帯はこれまでの荷さばき場に――これは廃止の部分になりますが、こちらの使用時間帯と同様、午前6時から午後11時までとなっております。

このほか、開店及び閉店時刻を変更いたします。変更前は午前10時から午後10時までの営業時間を基本とし、3号館の食品スーパー、株式会社花正のみが24時間営業となっておりますが、今回、3号館の小売店舗を24時間営業とする建物単位での営業時間届出と変更いたします。

変更する理由はお客様の需要に対応するため、また、荷さばき施設につきましては集約化によってより安全な搬出入を行うためとしておりまして、変更する日は、8カ月制限のかからない営業時間の変更につきましては平成30年8月1日に実施済み、その他の変更は平成31年2月22日となっております。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。当該店舗は、東京メトロ銀座線「新橋駅」の東約87メートルに位置しておりまして、用途地域は周辺も含め全て商業地域となっております。店舗東側は都道（昭和通り）を挟んでホテル及びテナントビルが立地、西側は都道（外堀通り）を挟んで飲食店及び交番が立地、南側は区道を挟んで事業所、テナントビル、店舗及び郵便局等が立地、北側は区道を挟んで店舗、テナントビル及びホテルが立地、店舗の直上は店舗設置者が運営する自動車専用道東京高速道路線が通っているという環境となっております。

3、説明会についてですが、平成30年7月23日月曜日午後7時から午後7時30分まで、汐留ビジネスフォーラム会議室で行われまして、出席者数は1名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、中央区の意見を平成30年9月25日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、協議会からの意見もございません。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ちょっと興味があってお聞きしたいんですが、今回25台の駐車台数で意見なしで通ったとして、実態を見ると使われていないので、この台数を減らしますという届出はいつから受け入れられるんですか。

○伏見担当課長 減につきましては先ほどありましたように実績を見ていただいて、その実績によって利用が少ないという状況にあれば届出をしていただくこととなります。期間

は何年と決まっているわけではないんですけれども、一定程度の期間を見てもらってということになります。

○宮崎課長代理 最低でも1年は見ます。

○伏見担当課長 実務上は1年は見てもらっているということでございます。

○宇於崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ありません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 1点確認です。11ページなんですけれども、25台の算出式、少し不思議な式なんですけど、利用実績から算出される必要台数に延刻の時間係数を掛けるような計算式になっているんですけれども、そもそも駐車場がないというわけですから、当然ゼロで、これに幾ら時間係数を掛けてもゼロはゼロということなので、延刻にかかわる考慮が全くできない式になっているんです。今回はもうこれで出てきているので、私も多分これで実態上は問題ないとは思いますが、こういったケースでこの式でいい、延刻で全く反映できないような式でいいのかどうかというのは今後ご検討いただければと思います。

○伏見担当課長 今後検討させていただきます。ありがとうございます。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 今回の場合の東銀座駐車場というのは基本的に提携駐車場になっていないと思いますけれども、例えば公共駐車場を隔地駐車場として使う場合には、駐車場との契約とかというのはどうなっているのでしょうか。あるいは、何も駐車場に言わずに使っていいという大店法の手続になっているのでしょうか。

○宮崎課長代理 基本的には提携をしていただきます。ただ、支払いの仕方等につきましては個別の契約になりますので、駐車サービス券を発行する、しないは個々の事例となります。今回の店舗については駐車券等の発行はないと聞いておりますので、通常の利用者とほぼ変わらない状況にはなると。

ただ、駐車場のところへ提携駐車場という文字を掲げるようなことは可能という——内容としてはあるということになります。ただし、公共駐車場ですので、位置指定等はない

ということになっております。

○木村委員 何も届出をしないでいいということですか。駐車場に対して何か……。

○宮崎課長代理 台数の提携はしております。こちらマスは固定ではありませんが、契約駐車場としての台数の届出というか、駐車場との契約はしているということです。

○木村委員 了解しました。

もう1つなんですけれども、17ページに、荷さばき車両の定期便がないということなんですけれども、例えば全部宅配便なんかを使う場合には荷さばき施設は要らないんでしょうか。

○伏見担当課長 現状の運用としましては、先ほどご説明したように3号館に入っている小売店舗が主に荷さばきが必要な対応をするということで、1号館、2号館については物がそんなに大きくないので、ほぼ宅急便で持ってきているという状況でございますので、そういう意味で3号館の荷さばき場を使って運用しているという形になります。

○木村委員 極端なことを言えば、全店舗宅配便でやりますよといった場合には、荷さばき施設は要らないということになるんですか。

○伏見担当課長 そうということが運用上可能であればそうなりますけれども、この店舗の場合は3号館がそういう形になっていないので、荷さばき場を引き続き設置してもらっているところです。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 2点教えていただきたいんですけれども、1点目は、単純な質問なんですけれども、7ページで敷地面積が上のほうに書いてあるんですけれども、1号館が不明となっているのはどういう理由なんでしょうか。

○宮崎課長代理 申し訳ございません。確認はしておりません。詳細は確認しましてご返答させていただきます。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。

もう1点、44ページの廃棄物保管施設詳細図なんですけれども、2点確認させていただきたくて。先ほどのご説明だと3号館に小売店を集中させたということなので、今1号館と2号館にある廃棄物保管施設には、3号館から出たごみが全部入るという認識でいいんでしょうか。

○宮崎課長代理 1号館、2号館の廃棄物保管施設につきましては、それぞれの店舗から排出されたものが保管されております。なお、1号館、2号館につきましては飲食等の店舗もございますので、共用で利用しているものと思われま。

○一ノ瀬委員 その共用分はこの図の中には示されていないということですよ。共用施設から出てくるごみは図で描かれていないのでしょうか。

○宮崎課長代理 大変失礼いたしました。こちらは実績値をもとに計算した届出の内容になっておりますので、再利用計画に基づきます実績値から出したものとなっております。ですので、結果としまして、小売店舗と飲食とを別にはしていない、銀座ナインとしての総排出量というような状況になっております。

○一ノ瀬委員 そうすると、ほかの施設の場合の表記方法とちょっと違う気がするんですが、ほかの例だと、たしか大店法の廃棄物のみを記載していませんでしたか、廃棄物保管庫の……。一緒になっていますか。

○宮崎課長代理 新設の場合には明確に分けることが可能でございますので、そのような取り扱いをしております。ただ、そういう意味では、こちらは旧法の時代からの古い建物になっております。

○一ノ瀬委員 では、一緒になっていると。

○宮崎課長代理 一緒になっていたと。

○一ノ瀬委員 もう1点なんですけれども、例えば2号館を見ると、かご台車が完全にきつきつ状態で、四方を囲まれているかご台車なんかには人がアクセスできないような積み方になっていると思うんです。容量は満たしているのいいと思うんですが、本当に使えるのかどうなのか、若干疑問なんです、そういうところは大丈夫なんでしょうか。

○宮崎課長代理 現状を申し上げますと、こちらの廃棄物保管庫の前の部分の区道はバリケードがかかっていて、車両等が一切通行できないような状況になっておりますので、出し入れにつきましては、一部道路で出し入れをしていることはあり得るかと思えます。実際には、保管庫の中でしっかりと廃棄物を保管しているような状況となっております。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。

○松波会長 私から今の点と同じなんですけれども、もともとの届出容量に比べてかなり排出予測量が高くなっていて、それに対して一応クリアはしているんですけれども、大丈夫かなという印象は持ちます。現状に比べて変更後については予測量が3倍ぐらいになっ

ているのかな。かなりの量、増えている状態なので、もともとの届出容量のままだと全然クリアしないので、届出不要の増設を行ったとしてあるんですけども、それはかご車、ポリ容器を増やしたという形でクリアさせているわけです。しかも、保管容量の大きさが若干上回るぐらいで、何かきつきつのような印象を受け、不安を感じますので、その辺について届出者に確認のお願いをしたいなと思います。

○宮崎課長代理 今回、店舗の営業時間の変更に伴いまして、かなり安全側として計算をしているところです。届出書の22ページをご覧くださいますと、米印で書かれている部分です。変更後の廃棄物等増加分を営業時間延長増加率2.0（24時間／12時間）ということで、かなり大きく設定しているということです、実際にはこれほどの排出はないだろうというところになっております。

ただ、実際営業時間を延ばせば排出量としてはそれなりの量だと思いますので、周辺にあふれないような管理をしていただくよう設置者には強く要望していきたいと思っております。

○松波会長 わかりました。

それでは、審議会としまして本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松波会長 それでは「銀座ナイン」における東京高速道路株式会社による変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、中央区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとすると決定いたします。

以上で本日の議題3件の審議は終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。